

川崎市公立保育所 実習生受入れ要項

第1条(目的)

この要項は、川崎市内の公立保育所(以下「保育所」という。)において、保育士等を養成する教育機関の学生等(以下「実習生」という。)の実習受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(対象者)

実習生として受け入れることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 保育士資格取得を目的とする大学、短期大学、専修学校等の学生
2. その他、市長が必要と認めた者

第3条(実習内容)

実習は、保育所における通常の保育業務の範囲内で実施するものとし、保育参加、観察、記録作成、保育計画理解等を含むものとする。

第4条(実習期間及び時間)

1. 実習期間は、教育機関と市の協議により調整し、市が決定する。
2. 実習時間は、保育所が指定する時間帯とする。
3. 延長保育や早朝保育への参加は、保育所長が必要と認めた場合に限り実施できる。

第5条(申込手続き)

1. 教育機関の長は、所定の「(様式1)保育実習依頼書」及び「(様式1)別紙」の内容を、川崎市が指定する申込フォームにより保育・子育て推進部運営支援・人材育成課長あてに提出するものとする。
2. 市は提出内容を審査し、受入れが可能な場合には、市から教育機関あてに承諾書をメールで送付する。
3. 実習生は、実習開始までに、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 健康診断書(胸部レントゲンを含むもの。実習開始日から1年以内の結果であること。)
 - (2) 腸内細菌検査結果(赤痢菌、O157、サルモネラ)。実習開始日の提出でも差し支えないが、検査は実習開始日の **1 か月以内の結果であること。**
 - (3) 予防接種歴または抗体価については提出を求めないが、提出が可能な場合には受理する。保育所は乳幼児が生活する場であり、子どもと実習生双方に感染リスクがあることを理解しておくものとする。

第6条(健康管理)

1. 教育機関の長は、実習開始前に実習生の健康状態を確認し、実習に支障がない者を参加させるものとする。
2. 実習生の健康状態について、必要に応じて市または保育所が追加確認を求める場合がある。

第7条(オリエンテーション)

1. 実習生は、実習開始のおおむね1か月前を目安に、受入れ予定の保育所へ自ら連絡し、オリエンテーションの実施日時について調整のうえ確定するものとする。
2. 保育所は、前項の連絡を受け、実習内容、留意事項、守秘義務、緊急時の対応等について説明するオリエンテーションを実施するものとする。

第8条(実習生の遵守事項)

実習生は、実習期間中、次の事項を遵守しなければならない。

1. 園長及び指導保育士の指示に従うこと
2. 守秘義務及び個人情報保護を徹底すること
3. 市及び保育所の信用を損ねる行為を行わないこと
4. 名札を着用し、身だしなみを整えること

第9条(実習費)

この実習に係る費用について、市は教育機関等から実習費を徴収しない。

第10条(災害・事故発生時の対応)

1. 実習期間中に実習生が被った災害・事故については、教育機関の責任において処理するものとする。
2. 実習生が故意又は過失により第三者に損害を与えた場合も同様とする。
3. 教育機関は、傷害保険及び賠償責任保険に加入させておくものとする。

第11条(実習の中止)

市長又は園長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、実習を中止することができる。

1. 実習生が本要項に違反したとき
2. 実習生としてふさわしくない行為があったとき
3. 実習継続が園の運営に支障をきたすと判断したとき

第12条(事務処理)

実習受入れに関する窓口業務、調整及び通知等は、こども未来局保育・子育て推進部が行う。